

○岩内町小規模修繕希望者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩内町が発注する小規模な修繕について、岩内町建設工事等入札参加資格申請を行うことが困難な町内の小規模業者の登録に関して必要な手続きの方法を定め、もって受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の摘要の対象となる小規模な修繕は、その内容が軽易で、かつ、その履行が容易であると認められる修繕に係るものであって、1件の見積書が10万円を超えないものとする。

(登録資格)

第3条 登録することができる者は、町内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者であって復権を得ていない者
- (2) 岩内町建設工事等入札参加資格者名簿に登録がある者
- (3) 町税及び国民健康保険税に未納がある者
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請をされている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、相手方として不適当であると町長が認める者

(登録申請及び登録)

第4条 登録希望者は、小規模修繕希望者登録申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号の証明書は、当該申請を行う日から3ヶ月以内に発行されたものに限るものとする。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあつては代表者の身分証明書(市町村長発行のもの)又はその写し
 - (2) 町税及び国民健康保険税に未納がない旨の証明書(用紙は配布)
 - (3) 暴力団との関わりない旨の誓約書(用紙は任意)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、登録の適否を決定し、適当と認めるときは、登録名簿に登載するものとする。
- 3 登録申請の受付期間は、競争入札参加資格申請と同時期に行うものとする。

(登録期間)

第5条 登録の有効期間は、定期受付期間の属する年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。

(申請受付)

第6条 町長は、登録申請を受け付ける定期受付期間を別に定め、これを周知するものとする。

- 2 登録申請は随時受け付けることができるものとする。ただし、前条の登録期間の初日からの名簿登載を希望する者は、前項の定期受付期間中に申請を行わなければならない。

(登録名簿の取扱い)

第7条 登録名簿は、町の各部課等に周知し、第2条に掲げる小規模修繕を行おうとする場合、登録者を積極的に活用するよう努めるものとする。

(登録事項の変更)

第8条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、速やかに小規模修繕希望者登録変更届(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 破産したとき。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、その他関係法令の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

第2条 この要綱を施行するために必要な第4条の規定による登録申請及び登録の手続、第6条の規定による申請受付の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。